

## 香川県大規模施設等営業時間短縮協力金（第2次）【申請受付要項】（概要）

（この要項は、令和3年9月13日(月)から9月30日(木)までの要請に係るものです。）

### 【受付期間】

令和3年10月12日（火）から令和3年11月22日（月）まで（当日消印有効）

### 【受付方法】

- ・申請書類は、**簡易書留**など送達を確認できる方法で**郵送**してください。
- ・感染拡大防止の観点から、**大規模施設等営業時間短縮協力金事務局**や**県庁への持参による申請はできません。**

<宛先> 〒760-0028 高松市鍛冶屋町7-6

香川県大規模施設等営業時間短縮協力金（第2次）事務局 宛

《郵送前にご確認ください》

- ・差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。
- ・送料は申請者の方がご負担ください。
- ・ご提出いただいた申請書類は返却いたしません。

### 【申請書類の入手方法】

香川県のホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>）の

「キーワードから探す」で「大規模施設等営業時間短縮協力金 第2次」を検索して、必要書類をダウンロードしてください。

- ・香川県庁東館受付横の配布場所、各県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）でも申請書類を配布しています。

※配布場所ではお問い合わせに対応しておりませんので、ご質問等は下記「香川県大規模施設等営業時間短縮協力金コールセンター」までお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

ご不明な点は下記コールセンターにお問い合わせください。

**香川県大規模施設等営業時間短縮協力金コールセンター ☎ 087-822-0832**

開設期間：令和3年10月12日（火）～11月22日（月）9時～17時30分（平日のみ）

## 協力金の不正受給は犯罪です！！ 適正な申請をお願いします。

この協力金の支払い後、要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、協力金全額の即時返還及び加算金の支払いを求めるとともに、事業者名の公表等を行う場合があります。虚偽申請は、絶対に行わないようお願いします。

目次

申請受付要項・・・P. 1～P. 13  
記入例・・・P. 14～P. 30

※申請書等の様式は、この要項の最後に添付しています。



# 香川県大規模施設等営業時間短縮協力金（第2次）【申請受付要項】

令和3年10月12日

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、香川県（以下「県」という。）が行った、令和3年9月13日（月）午前0時から9月30日（木）午後12時までの大規模施設等への営業時間短縮（以下「時短営業」という。）の協力要請に、全面的に応じていただいた事業者の皆様に対し、香川県大規模施設等営業時間短縮協力金（第2次）（以下「協力金」という。）をお支払いするものです。

## 2 県からの要請内容

要請期間：令和3年9月13日（月）午前0時～9月30日（木）午後12時

対象区域：香川県全域

対 象：県内において、建築物の床面積の合計が1,000 m<sup>2</sup>超の大規模施設運営事業者及び大規模施設のテナント事業者等

《対象施設例は下表》

要請内容：夜間営業している大規模施設運営事業者及び大規模施設のテナント事業者等に対し、営業時間を午前5時から午後8時まで（イベント開催の場合は午後9時まで）とすること。

対象施設：

種類	対象施設例
劇場等	劇場、観覧場、映画館 等
集会場等	集会場、展示場、貸会議室、多目的ホール 等
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園 等
運動施設	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニス場、バッチング練習場、ボウリング場、スポーツクラブ 等
遊技場	テーマパーク、遊園地、パチンコ店、ゲームセンター 等
遊興施設	カラオケボックス、個室付浴場業に係る公衆浴場 等
物品販売業	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、その他大規模施設内で物品販売業を営む店舗 等（生活必需物資を除く [※]）
サービス業	スーパー銭湯、サウナ、その他大規模施設内でサービス業を営む店舗 等（生活必需サービスを除く [※]）

※ 生活必需物資・サービスは、食品、医薬品、医療機器その他の衛生用品、燃料、衣料品、くつ、化粧品、家電製品、理美容、クリーニング、学習塾、医療 等

### 3 支払い対象・支払い要件

#### 【支払い対象】

県内において、次の施設又は店舗（公共のものを除く。）の運営により収益を得る事業者で、当該施設等の時短営業を決定する権限を有する事業者（大企業を含む。）

- (1) 次の大規模施設（建築物の床面積が1,000㎡超の施設をいう。以下同じ。）劇場等、集会場等、ホテル等（集会の用に供する部分に限る。）、博物館等、運動施設、遊技場、遊興施設、物品販売業・サービス業を営む店舗（生活必需物資・サービス（※）を除く。）

※ 「生活必需物資・サービス」とは、食品、医薬品、医療機器その他の衛生用品、燃料、衣料品、くつ、化粧品、家電製品、理美容、クリーニング、学習塾、医療等のことをいいます。

- (2) 上記(1)（時短営業要請に応じている施設に限る。）の一部を賃借するテナント（※）

※ 「テナント」とは、大規模施設運営事業者との契約に基づき、時短営業の協力要請対象となっている大規模施設の区画を賃借し、又は分譲を受けて、自己の名義等で出店し、大規模施設を利用する一般消費者向けに、大規模施設運営事業者に対して一定の自律性をもって事業を営む店舗のことです。

※ 生活必需物資・サービスを除きます。ただし、入居している大規模施設の時短営業に伴い、やむを得ず時短営業することとなった場合は、この限りではありません。

- (3) 映画館（大規模施設に限る。）及び映画配給会社（※）

※ 大規模施設である映画館を運営し、常設スクリーンで上映している事業者及び当該映画館に映画を配給している会社が支払い対象となります。

#### 【支払い要件（次の要件を全て満たしていることが必要です。）】

- (1) 時短営業要請期間（令和3年9月13日（月）午前0時から9月30日（木）午後12時まで）の全期間において、県が要請した時短営業（午後8時（イベント開催の場合は午後9時）から翌午前5時までにおける本来の営業時間を短縮）に全面的に協力したこと（※）。

※ 1日でも時短営業にご協力いただけない日があれば協力金の支払い要件を満たしません。なお、定休日や時短営業要請期間前にあらかじめ決めていた店休日を除いて、時短営業要請に応じて臨時休業とした場合は対象となります。

※ 時短営業要請期間の最終日より前に廃業したが、廃業の届出等に記載された日まで継続して時短営業を行った場合は対象となります。

- (2) 県が時短営業要請を公表した令和3年9月9日(木)以前から営業しており、かつ、午後8時(イベント開催の場合は午後9時)から翌午前5時までの間に営業している時間が含まれており、それが店頭への掲示等によって、対外的に広く周知されていること(※)。

※ 時短営業要請期間中に店舗の営業を新たに開始し、当該営業開始日から時短営業要請期間の最終日まで継続して時短営業を行った場合は対象となります。

- (3) 感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組んでいること。  
(4) 本件協力金(第2次)を申請した期間に関し、国のコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、「ARTS for the future!コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業」、香川県営業時間短縮協力金(第8次)、その他知事が定める給付金等を申請していないこと(※)。

※ 大規模施設内の飲食テナント事業者で、当該大規模施設の時短営業に伴い、やむを得ず時短営業した店舗について、令和3年9月13日(月)午前0時から9月30日(木)午後12時までの期間で、香川県営業時間短縮協力金(第8次)を申請する期間は、本件協力金(第2次)の対象となりません。

### 【支払い対象外となる場合】

以下の(ア)～(エ)のいずれかに該当する事業者は、協力金の支払い対象となりません。

- (ア) 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体  
(イ) 香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号)第5条の2各号(※)に掲げる者

※ 香川県補助金等交付規則

第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)  
(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)  
(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(ウ) 既に本件協力金（第2次）の支払いを受けたもの（この協力金（第2次）の支払いは、1施設又は1テナントごと1回限りです。重複して複数の者から同じ施設等の申請を行うことはできません。）

(エ) 上記（ア）、（イ）、（ウ）に掲げる者のほか、本件協力金（第2次）の支払いをすることが適当でないと知事が認める者

## 4 支払い額

県の時短営業要請にご協力いただいた日数に応じて協力金をお支払いします。施設又はテナントごとの1日当たりの支払い額は、次のとおり計算します。なお、1日当たりの協力金の支払い額の千円未満を切り上げます。

(1) 大規模施設運営事業者に対する協力金（大規模施設である映画館運営事業者を含む。）

1日当たり支払い額は、次の①、②及び③の合計額とします。

① 自己利用部分面積に係る協力金

「時短営業を行った自己利用部分面積<sup>(※1)</sup> (1,000㎡ごとを1単位<sup>(※2)</sup>)」  
×20万円×時短率<sup>(※3)</sup>

※1 「自己利用部分面積」とは、大規模施設運営事業者が一般消費者向け事業の用に直接供している部分のうち、県の要請に応じて時短営業を行った部分の面積

参考1：自己利用部分面積に含めないもの

- ・テナント事業者等の区画面積
- ・生活必需品の販売等を行う事業者の区画面積
- ・特定百貨店店舗の区画面積
- ・階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、便所、駐車場、一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室、倉庫など、当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積

参考2：大規模小売店舗立地法の適用のある施設

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項の店舗面積の定義に加え、以下を自己利用部分面積に含むものとして算定する。

- ・大規模小売店舗の屋内に存する、集客を目的とした催事、移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路の面積

※2 1,000㎡を1単位とし、単位未満を切捨てとする。ただし、1,000㎡未満は1,000㎡（1単位）とみなす。

※3 「時短率」とは、「要請に応じて短縮した営業時間（分）÷本来の営業時間（分）（小数点第3位未満切上げ）」（以下同じ。）

- ② テナント事業者等把握管理等に係る追加分（本件協力金（第2次）の支払い対象となるテナント及び特定百貨店店舗（※）が合わせて10以上存在する場合に限る。）

**「時短営業を行った大規模施設に係る店舗（テナント店舗＋特定百貨店店舗）の数」×2千円×時短率**

※ 「特定百貨店店舗」とは、当該店舗の売上が百貨店等といったん計上され、その後分配される場合であって、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営む店舗

- ③ 特定百貨店店舗に係る協力金（特定百貨店店舗を有する場合に限る。）

**「時短営業を行った特定百貨店店舗の数」×2万円×時短率**

- (2) 大規模施設に入居するテナント事業者に対する協力金

**「時短営業を行った店舗等面積<sup>(※1)</sup>（100㎡ごとを1単位<sup>(※2)</sup>）」×2万円×時短率**

※1 「店舗等面積」とは、大規模施設運営事業者から賃借（分譲）している区画の面積から、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室、倉庫など、当該店舗におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積を除いた面積

※2 100㎡を1単位とし、単位未満を切捨てとする。ただし、100㎡未満は100㎡（1単位）とみなす。

(注) 大規模施設内の飲食テナント事業者で、当該大規模施設の時短営業に伴い、やむを得ず時短営業した店舗について、令和3年9月13日（月）午前0時から9月30日（木）午後12時までの期間で、香川県営業時間短縮協力金（第8次）を申請する期間は、本件協力金（第2次）の対象となりません。

- (3) 映画館運営事業者及び映画配給会社に対する協力金

**「常設のスクリーン数」×2万円×上映率<sup>(※)</sup>**

※ 「上映率」とは、「時短営業により上映できなくなった上映回数÷本来予定していた上映回数」

(注) 映画配給会社の協力金額について、同一スクリーンで複数の配給会社が上映を実施する場合には、スクリーン全体で上映する予定であった映画の回数のうち、自社の作品の上映できなくなった回数で算出する。

## 留意事項

時短営業要請に応じて短縮した営業時間とは、本来の終了時間から要請された終了時間（20時又は21時）まで短縮した時間（要請期間の令和3年9月13日（月）0時から9月30日（木）24時までに限る。）のことであります。

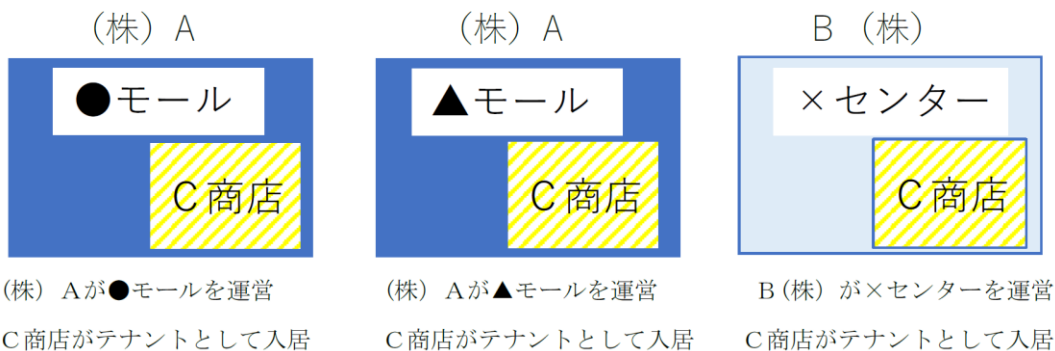
<短縮時間の計算例（終了時間20時の要請対象施設とする。）>

本来の営業時間	要請後の営業時間	要請に応じて短縮した営業時間	備考
9時～23時	9時～20時	3時間（23時→20時）	本来の終了時間と要請後の終了時間を計算
9時～23時	9時～19時	3時間（23時→20時）	19時ではなく要請時間の20時で計算
17時～25時	18時～20時	5時間（25時→20時）	始業（17時→18時）は計算しない
0時～24時	5時～20時	9時間（29時→20時）	24時間営業は「5時開始、29時終了」とみなして計算

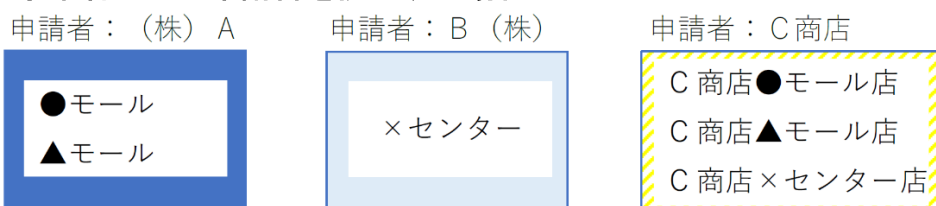
## 5 申請方法

- ・申請書類は、簡易書留など送達を確認できる方法で郵送してください。
- ・感染拡大防止の観点から、大規模施設等営業時間短縮協力金事務局や県庁への持参による申請はできません。
- ・大規模施設運営事業者が、当該施設内のテナント事業者の申請書を取りまとめて提出することも可能です。
- ・申請は、1施設又は1テナントごと1回限りです。重複して複数の者から同じ施設等の申請を行うことはできません。重複申請にご注意ください。

### <提出例>



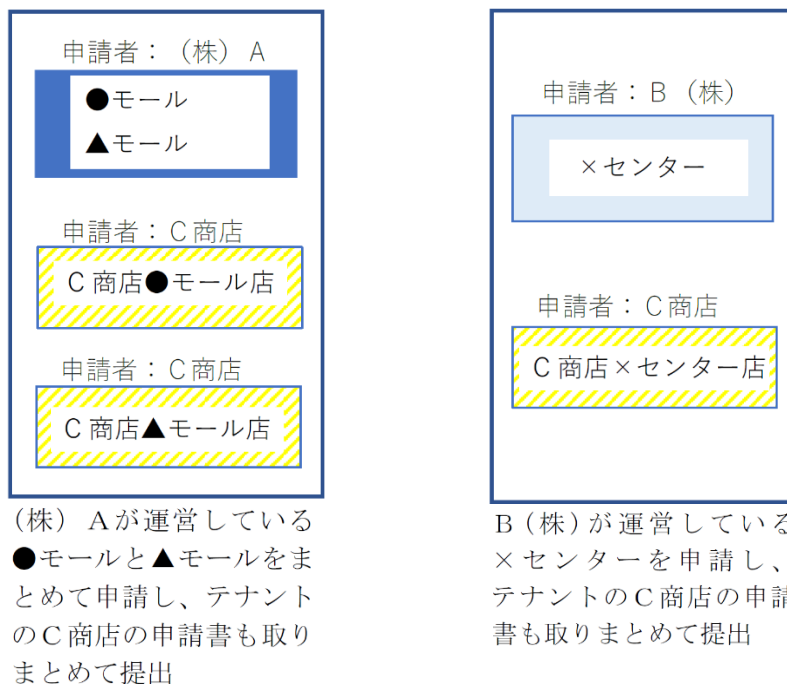
### 1 事業者ごとに申請書を提出する場合



それぞれ運営している施設をまとめて申請

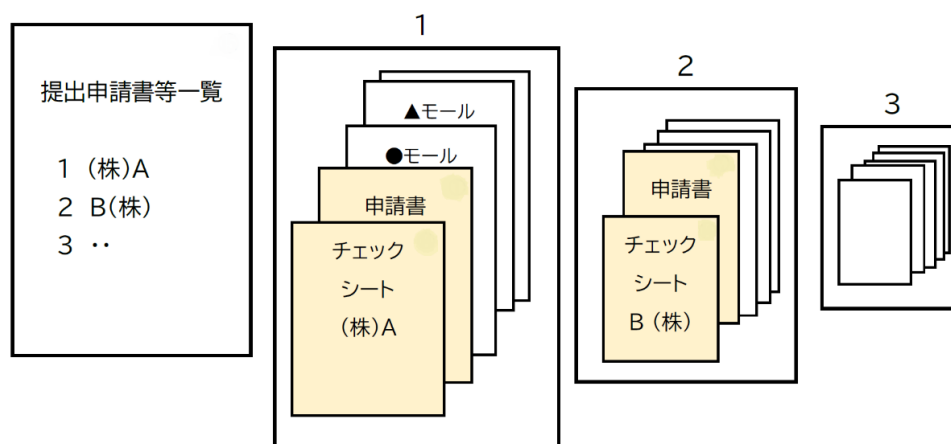


## 2 大規模施設運営事業者がテナント事業者の申請書を取りまとめて提出する場合



提出に当たっては、円滑に審査手続きを進めるため、次のとおり準備をお願いします。

- ・各資料の裏に申請者名（会社名・氏名）を記入してください。
- ・大きさをA4サイズにそろえてください。（小さいものはA4台紙に貼る。大きいものは文字や数字が見える範囲で可能な限り縮小コピーするなど）
- ・提出書類チェックシート（様式④）で提出漏れがないか確かめ、本チェックシートの上から順番に書類を並べ、クリップ等で一まとめにしてください。
- ・テナント分など、複数の申請書を合わせて提出する場合は、提出申請書等一覧（（参考様式1）提出申請書等一覧 P.29 参照）を作成し、一覧表の順番に申請書等を並べておいてください。



- ・手書きの場合、ペン又はボールペンで記載してください。（消せるボールペンは不可）

【郵送先（宛先）】

〒760-0028 高松市鍛冶屋町7-6  
香川県大規模施設等営業時間短縮協力金（第2次）事務局 宛

《郵送前にご確認ください》

- ・ 差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。
- ・ 送料は申請者の方がご負担ください。
- ・ ご提出いただいた申請書類は返却いたしません。

## 6 受付期間

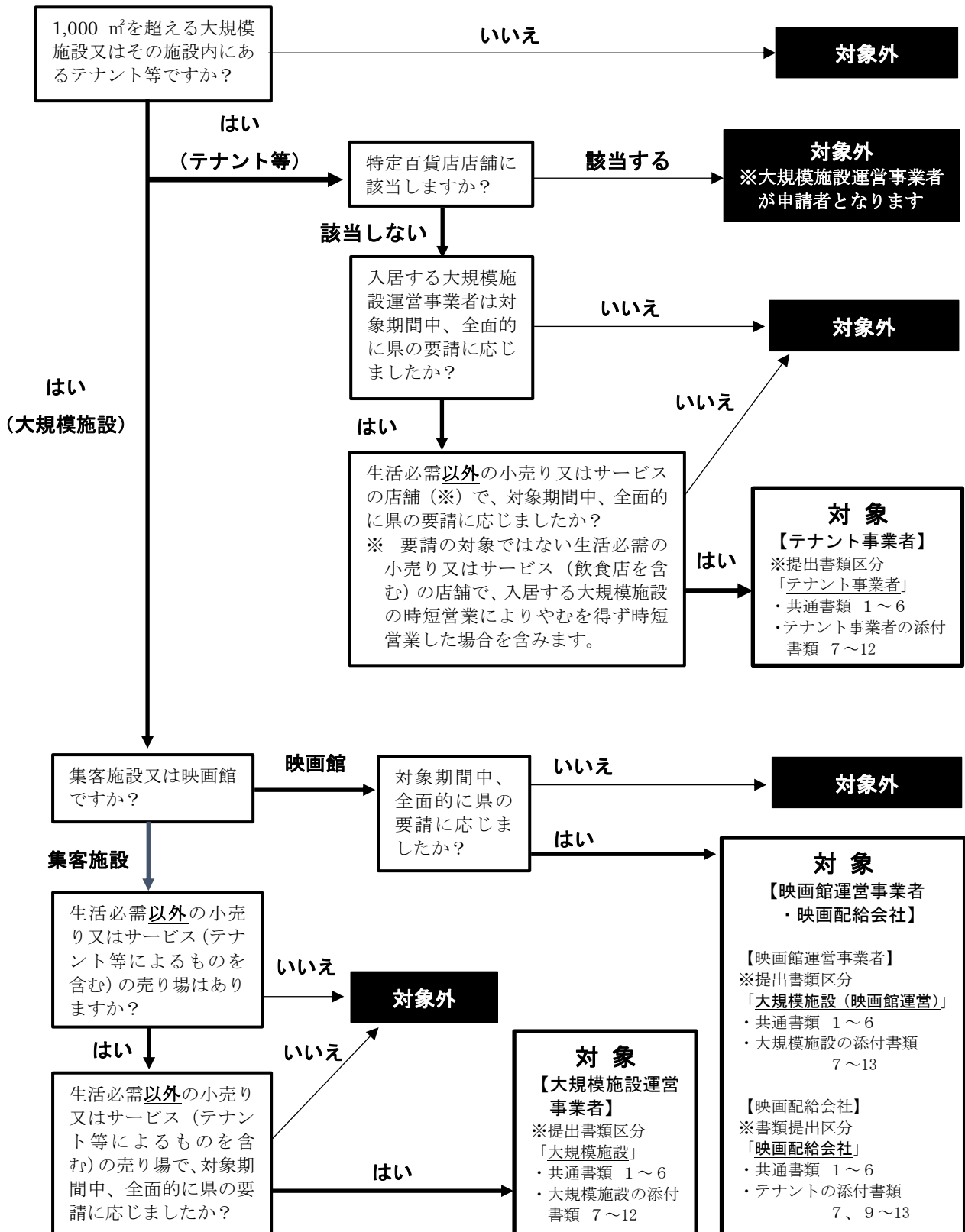
---

令和3年10月12日（火）から令和3年11月22日（月）まで（当日消印有効）

## 7 申請に必要な書類等

協力金対象者と該当の申請区分を確認してください。申請区分によって、申請に必要な書類が異なります。なお、一部書類につき、第1次協力金申請時に提出済、かつ、変更がない場合は省略できます。(P.10<必要書類一覧>参照)

### 協力金対象者・申請区分判定フロー



<必要書類一覧（第2次）>

○は第2次申請分として必ず提出が必要なもの。

△は第1次申請時に提出済、かつ、変更がない場合は省略可。

	書類		提出物		法人	個人 事業者	
	共通・各1部	1	申請書	様式第1号 (該当のもの)		○	○
2		誓約書	様式①		○	○	
3		本人確認書類	写し	台紙1	△ (履歴事項 全部証明書)	△ (運転免許証等)	
4		振込先口座が確認できる書類（通帳の写し）	写し	台紙2	△	△	
<b>※以下の書類は施設（店舗）ごとに必要です。</b>					<b>申請区分</b>		
	書類		提出物		大規模 施設	テナント	映画 配給会社
共通	5	施設（店舗）に関する情報	様式②		○	○	○
	6	協力金申請額算定表	該当のもの		○	○	○
映画館（大規模施設）運営事業者	7	建築物の床面積が分かる書類	図面、契約書など		△		
	8	自己利用部分面積が分かる平面図又は面積調書	平面図・様式③		△		
	9	（本件協力金の支払い対象となるテナント及び特定百貨店店舗が合わせて10以上ある場合・特定百貨店店舗がある場合）テナント及び特定百貨店店舗名、対象店舗数が分かる一覧	任意様式 (参考様式2) テナント等 一覧		○		
	10	施設（店舗）の写真 (屋号・期間中の営業状況が判別できるもの)	外観写真	台紙3	○		
			内観写真	台紙4	○		
	11	施設（店舗）の営業実態が確認できるもの	写し・契約書など	台紙5	△		
	12	時短営業を行ったことが分かる貼紙を貼付した施設内外（店頭等）の写真等	写真など	台紙6	○		
13	（映画館運営事業者）映画館内の常設スクリーン数と上映率が把握できるもの	図面、パンフレットなど		○			
テナント事業者	7	大規模施設の建築物の床面積とテナントであることが分かる書類 ※入居している大規模施設の証明書でも可 (参考様式3) 入居している大規模施設の証明書	大規模施設の図面、契約書など			△ (※)	△ (※)
			8	店舗等面積が分かる平面図又は面積調書	平面図・様式③		
	9	入居している大規模施設が、時短営業要請期間中に時短営業の要請に協力していることが分かる書類	貼紙の写真、ホームページの印刷など	台紙7		○	○
	10	施設（店舗）の写真 (施設名又は屋号・期間中の営業状況が判別できるもの) ※入居している大規模施設の証明書でも可 (参考様式3) 入居している大規模施設の証明書	入居先大規模施設の外観写真	台紙3		○ (※)	○ (※)
			テナント部分の写真	台紙4		○ (※)	○ (※)
	11	施設（店舗）の営業実態が確認できるもの ※入居している大規模施設の証明書でも可 (参考様式3) 入居している大規模施設の証明書	写し・契約書など	台紙5		△ (※)	△ (※)
	12	時短営業を行ったことが分かる貼紙を貼付した施設内外（店頭等）の写真等	写真など	台紙6		○	○
13	（映画配給会社）映画館内の常設スクリーン数と上映率が把握できるもの	図面・パンフレットなど				○	
提出時	14	提出書類チェックシート	様式④		○	○	○
	15	提出申請書等一覧（複数の申請書を同時に提出する場合）	任意様式 (参考様式1) 提出申請書等一覧		○	○	○

※ テナント事業者・映画配給会社の書類7、10、11に係る「（参考様式3）入居している大規模施設の証明書」については、第1次のものから記載変更（時短営業要請期間等）がありますので、第2次分を改めてご提出ください。

## <提出する「申請書（様式第1号）」・「協力金申請額算定表」の例>

対象施設例（建築物床面積）	申請書（様式第1号） （P. 10 番号1）	種別 コード	協力金申請額算定表 （P. 10 番号6）
ショッピングセンター（2,000㎡）	1：大規模施設	8：物品販売業	1：大規模施設
スーパー銭湯（1,300㎡）	1：大規模施設	9：サービス業	1：大規模施設
ボウリング場（2,100㎡）	1：大規模施設	5：運動施設	1：大規模施設
ショッピングモール内のテナント である宝飾店	2：テナント	8：物品販売業	2：テナント
ショッピングモール内のテナント であるマッサージ店	2：テナント	9：サービス業	2：テナント
大規模映画館（5,000㎡）	3：映画館（大規模施設）	10：映画館	3：映画館（大規模施設）
大規模映画館への映画配給会社	3：映画館（大規模施設）	10：映画館	4：映画配給会社

## <種別コード>

種別 コード	種類	対象施設例
1	劇場等	劇場、観覧場 等（映画館の種別コードは「10」）
2	集会場等	集会場、展示場、貸会議室、多目的ホール 等
3	ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）
4	博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園 等
5	運動施設	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、 テニス場、バッティング練習場、ボウリング場、スポーツクラブ 等
6	遊技場	テーマパーク、遊園地、パチンコ店、ゲームセンター 等
7	遊興施設	カラオケボックス、個室付浴場業に係る公衆浴場 等
8	物品販売業	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、その他大規模施設内で 物品販売業を営む店舗 等（生活必需物資（※）を除く。）
9	サービス業	スーパー銭湯、サウナ、その他大規模施設内でサービス業を営む店舗 等 （生活必需サービス（※）を除く。）
10	映画館	映画館、映画配給会社（大規模施設の映画館に限る。）

※ 生活必需物資・サービスは、食品、医薬品、医療機器その他の衛生用品、燃料、  
衣料品、くつ、化粧品、家電製品、理美容、クリーニング、学習塾、医療 等

## 8 申請書の審査

---

- ・ 申請書等に不備がある場合、審査に時間を要することがあります。
- ・ 申請書の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力ください。
- ・ 必要な書類がそろっていない場合、事務局から不足している書類の提出をお願いします。事務局が指定した期日までに必要な書類の提出がないときは、申請を取り下げたものとみなしますので、ご注意ください。
- ・ 申請書の審査の結果、協力金の支払い又は支払わないことが決定したときは、支給又は不支給に関する通知を、申請書の所在地又は住所あてに送付します。
- ・ 一度支払いを決定した協力金については、計算方法を変更するなどして、後日、金額を修正するなどの再申請を行うことはできません。
- ・ 協力金の支払い後においても、県は必要に応じて、申請内容について調査する場合があります。その場合、申請者は県に協力するとともに、速やかに状況をご報告願います。
- ・ 支払い要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、協力金の支払い決定を取り消すことがあります。その場合、協力金全額の即時返還及び加算金の支払いを求めるとともに、事業者名を公表することがあります。
- ・ 申請内容は、協力金の審査・支払いに関する事務に限り使用し、他の目的には使用しません。（ただし、誓約事項に基づき提供・共有する場合は除きます。）

## 9 協力金の支払い

---

- ・ できる限り早期の支払いに努めますが、申請書等に不備がある場合、支払いに時間を要することがあります。
- ・ 協力金は、申請書に記載された振込口座に振り込みます。振込名義は「カガワケンニジダイキボシセツトウジタンキヨウリヨクキン」とする予定です。  
なお、協力金の支払いは、県から事務局（運営事業者）を通じて行います。
- ・ 協力金の支払い後、時短営業にご協力いただいた施設（店舗）情報（施設名、屋号、市町名）を後日、県ホームページで公表することがあります。

## 10 関係書類の保管等

---

- ・ 協力金の支払い後においても、申請書に添付した書類の原本を5年間保管し、県から原本提出等を求めたときはこれに応じてください。

# <記入例>

## 1 申請書（様式第1号）

申請書（様式第1号）に必要事項を記入してください。対象施設（店舗）が6以上ある場合は、「4 施設（店舗）ごとの内訳」欄に記載すべき内容を、別紙（施設（店舗）ごとの内訳）にまとめて記入してください。

様式第1号 **大規模施設「1」、テナント「2」、映画館（大規模施設）「3」で別様式となっています。** 記入例

### 香川県大規模施設等営業時間短縮協力金（第2次）申請書 （9月13日（月）～9月30日（木））

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした、県からの営業時間短縮の要請に協力しましたので、協力金（第2次）の支払いについて、関係書類を添えて申請します。協力金額については、県が審査した後に確定されるため、申請額と同額にならない場合があることについて、了承します。

令和 3 年 10 月 12 日  香川県大規模施設等営業時間短縮協力金（第1次）を申請済みであり、変更がないため、一部申請書類の提出を省略します。（該当の場合は左の口に入力）

1 **大規模施設**

1 申請額 11,994,000 円      2 申請施設（店舗）数 2 施設（店舗）

※「4 施設（店舗）ごとの内訳」を記入し、施設（店舗）ごとの申請額の合計を記入してください。

3 申請者情報      郵便番号 100 - \* \* \* \*

フリガナ 主たる事業所の所在地 個人の場合は 自宅住所	トウキョウト チヨダク マルノウチ												
フリガナ	カブシキガイシャニホンショッピングモール												
会社名 （屋号）	株式会社日本ショッピングモール												
フリガナ	サヌキ ハナコ							生年月日（個人事業者の場合に記入）					
代表者名 （個人事業者名）	讃岐 花子							年	月	日			
法人番号 （法人のみ）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4

※「振込先」の内容に誤りや漏れがあると、協力金のお支払いが大幅に遅れる場合がありますので、申請書の提出前に再度通帳の内容と相違ないか等、ご確認をお願いします。振込先口座は申請者本人名義のもの（法人の場合は当該法人名義のもの）に限ります。

金融機関名	支店名	金融機関コード	支店コード	預金種別	口座番号 （右詰めで記入）
〇〇銀行	〇〇支店	* * * * *	1	1 普通 2 当座 9 その他	1 2 3 4 5 6 7
口座名義 （カタカナ）	カ ) ニ ホ ン シ ョ ッ ピ ン グ モ ー ル				

※口座名義（カタカナ）は、通帳に記載されているカタカナの表記をそのまま転記してください。

※金融機関コード・支店コードは「金融機関コード一覧」をご確認のうえ記入してください。

連絡先	担当者名	所属	フリガナ	カガワ	タロウ
	氏名	香川	太郎		
電話	03-1234-5678		メールアドレス	tarou-kagawa@nihonshopping-mall.co.jp	

※連絡先は申請内容の確認や書類審査時にご連絡させていただくためのものです。ご対応いただける方の連絡先をご記入ください。

4 施設（店舗）ごとの内訳 種別コードはP.11を参照（6以上ある場合はここには記入せず、別紙を使用してください。）

No.	種別コード	施設（店舗）名	大規模施設名 （テナントの入居先施設名）	施設（店舗）ごとの申請額
No.1	8	ショッピングモール高松		6,444,000 円
No.2	8	ショッピングモール丸亀		5,550,000 円
No.3				円
No.4				円
No.5				円

対象施設（店舗）が6以上ある場合は、別紙様式に記入してください。

※種別コードは、申請受付要項のP.11にある表をご確認のうえ記入してください。

※施設（店舗）ごとの内訳欄には、計算した施設（店舗）ごとの申請額を記入してください。

振込先口座は申請者本人名義のもの（法人の場合は当該法人名義のもの）に限ります。



(様式第1号別紙) 施設(店舗)ごとの内訳(対象施設(店舗)が6以上の場合は、申請書に記入せず、こちらを使用してください。) (第2次)

【会社名・氏名: \_\_\_\_\_】

No.	種別 コード	施設(店舗)名	大規模施設名 (テナントの入居先施設名)	施設(店舗)ごとの 申請額
1				円
2				円
3				円
4				円
5				円
6				円
7				円
8				円
9				円
10				円
11				円
12				円
13				円
14				円
15				円
16				円
17				円
18				円
19				円
20				円
21				円
22				円
23				円
24				円
25				円
26				円
27				円
28				円
29				円
30				円

施設(店舗)の内訳

※種別コードは、申請受付要項のP.11にある表をご確認のうえ記入してください。  
 ※施設(店舗)ごとの内訳欄には、計算した施設(店舗)ごとの申請額を記入してください。

## 2 誓約書（様式①）

様式①

### 【誓約書】

記入例

香川県大規模施設等営業時間短縮協力金（第2次）（以下「協力金」という。）を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、協力金を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方（以下、法人の場合は「当法人」、個人事業者の場合は「私」を意味する。）が一切の責任を負うものとします。
- 要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、協力金の全額を即時返還するとともに、加算金の支払い及び事業者名の公表に応じます。
- 申請事業者の代表者、役員等が、香川県補助金等交付規則第5条の2各号に掲げる暴力団、暴力団員等に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、県が県警察本部に照会することについて承諾します。
- 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体ではありません。
- 協力金を受給している施設又は店舗名及び所在地を県が公表することに同意します。
- 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- 個人情報の取扱いに関して、協力金の支払い手続に必要な範囲内で県が業務を委託した業者と共有することに同意します。
- 申請する施設又は店舗全てで、県からの要請に応じ、令和3年9月13日（月）午前0時から9月30日（木）午後12時まで（以下「要請期間」という。）、午前5時から午後8時まで（イベント開催の場合は午後9時まで）の時間帯以外の営業時間を短縮（以下「時短営業」という。）し、その旨を店舗等で掲示しました。  
なお、要請期間内において店舗の営業を新たに開始した場合にあっては、当該営業開始日から要請期間の最終日まで継続して時短営業を行いました。また、要請期間の最終日より前に廃業した場合にあっては、廃業の届出等に記載された日まで継続して時短営業を行いました。
- 協力金の支払い対象日数には、定休日や時短営業要請期間前にあらかじめ決めていた店休日は含んでいません。
- 申請を行った施設又は店舗について、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響がある以前から休業又は時短営業を行っていた店舗ではありません。
- 申請する施設又は店舗全てで、感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組を行っています。
- 既にこの協力金（第2次）を受けた施設又は店舗は、申請に含めていません。
- 本件協力金（第2次）を申請した期間に関し、国のコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、「ARTS for the future! コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業」、香川県営業時間短縮協力金（第8次）、その他知事が定める給付金等を申請していません。
- 申請内容の証拠書類を保存するとともに、県から申請の内容について立入検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合には、これに応じます。

香川県知事 殿

令和3年 月 日

日付は申請書（様式第1号）と同日

・本人確認書類と同様に記載

代表者職名・氏名 代表取締役 讃岐 花子

（申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名してください。）

### 3 本人確認書類（貼付台紙1）

（※第1次申請時に提出済、かつ、変更がない場合は省略可）

#### 【法人の場合】

履歴事項全部証明書（写し）

#### 【個人事業者の場合】

氏名、生年月日、住所が分かるものの写しを提出してください。

- ・運転免許証（現住所等が裏面記載の場合は裏面も含む。）
- ・マイナンバーカード ・健康保険証 ・パスポート など

貼付台紙1  
に貼り付けて  
ください

### 4 振込先口座が確認できる書類（通帳の写し）（貼付台紙2）

（※第1次申請時に提出済、かつ、変更がない場合は省略可）

#### 【法人の場合】 法人名義のもの

#### 【個人事業者の場合】 申請者本人名義のもの

金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるように通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方の写しを台紙に貼って提出してください。



電子通帳 画面コピー



申請書に記載する振込先の口座名義（カタカナ）は、ここを転記ください。

貼付台紙2  
に貼り付けて  
ください

※委任等により申請法人名義以外の口座への振込は対応できません。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の写しを提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の写しを提出してください。

※画像が不鮮明な場合や、金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、協力金のお支払いができませんので、提出前に今一度ご確認ください。

5 施設（店舗）に関する情報（様式②）

【施設（店舗）ごと】

施設（店舗）ごとに必要な書類の表紙として作成してください。

様式②

（第2次）

施設（店舗）に関する情報

※この様式は施設（店舗）ごとに作成してください。

記入例

会社名（屋号）	株式会社日本ショッピングモール
---------	-----------------

施設（店舗）No.	No.1	フリガナ	ショッピングモールタカマツ		
		施設（店舗）名称	ショッピングモール高松		
施設（店舗）所在地	〒760****				施設（店舗）業態 ※該当に
	香川県高松市●町●番●号				○
			大規模施設	テナント	映画館 (大規模施設)
			1	2	3
			電話番号 087-●●●-●●●●		
	※番地、ビル名、階、部屋番号まで記載してください。				
連絡担当者	総務課	屋島 次郎			
	部署	担当者名			
【注意】	対象1施設（店舗）につき1枚ずつ記入してください。添付書類（⑥～⑬）の表紙として使用し、1施設（店舗）ごとに提出書類をまとめて提出するようにしてください。 「○○屋 モール店」など、どの施設（店舗）が分かるように記載してください。				

併給制限について 該当していれば☑  チェックがない場合は協力を お支払いできません。	☑	本件協力を申請した期間に関して、次のものは申請していない。  国：コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、 「ARTS for the future!コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の 充実支援事業」 県：香川県営業時間短縮協力金（第8次）
---	---	---

## 6 協力金申請額算定表

## 【施設（店舗）ごと】

それぞれの施設（店舗）について、該当する算定表を作成してください。

### 1 大規模施設

※色付きの部分に入力してください。  
手書きの場合は、空欄を全て記入してください。

【1 大規模施設（第2次）】

協力金申請額算定表（大規模施設）

記入例

※ □ の部分を入力してください。

※ 本算定表は、施設又は店舗ごとに作成してください。

要請している終了時間	イベント等で要請している終了時間
20:00	21:00

→該当があれば時短⑤に記入

施設（店舗）名称 **ショッピングモール高松**

（施設）□ **平面図、「面積調書」の床面積の合計を記入**

建築物の床面積 **50,000 m<sup>2</sup>** → **【自己利用部分面積の協力金】** 10 単位 → **2,000,000 円/日** <sup>ア</sup>

うち、自己利用部分の面積 **10,000 m<sup>2</sup>** → 1,000m<sup>2</sup>を1単位とし、1,000m<sup>2</sup>未満は切り捨て  
1単位あたり

**平面図、「面積調書」の対象部分の計を記入**

（時短率） 入力は24時間表示で（例:21:00、29:00）

日中と夜間に分けて営業を行うなど、施設を閉じている時間があれば、除外時間に記入

時短①	開始時間	終了時間	除外時間	本来の営業時間	時短した時間	時短率①	
本来の営業時間	10:00	22:00		12:00	2:00	0.167	
要請後の営業時間	10:00	20:00					
時短②	開始時間	終了時間	除外時間	本来の営業時間	時短した時間	時短率②	
本来の営業時間	10:00	22:00		12:00	2:00	0.167	
要請後の営業時間	10:00	19:00					
時短③	開始時間	終了時間	除外時間	本来の営業時間	時短した時間	時短率③	
本来の営業時間							
要請後の営業時間							
時短④	開始時間	終了時間	除外時間	本来の営業時間	時短した時間	時短率④	
本来の営業時間							
要請後の営業時間							
時短⑤（イベント等開催）	開始時間	終了時間	除外時間	本来の営業時間	時短した時間	時短率⑤	
本来の営業時間							
要請後の営業時間							

（協力金の算定） **キは10以上に限り算定します。** **支払金額の計算は、(7+2千円×キ+2万円×カ)×エとなります。**

日付	区分	時短率 エ	テナント等の合計			支払い金額（円） （千円未満切上げ）
			キ=オ+カ	テナント数オ	特定百貨店 店舗数カ	
9月13日(月)	時短率②	0.167	20	15	5	358,000
9月14日(火)	時短率②	0.167	20	15	5	358,000
9月15日(水)	時短率②	0.167	20	15	5	358,000
9月16日(木)	時短率②	0.167	20	15	5	358,000
9月17日(金)	時短率②	0.167	20	15	5	358,000
9月18日(土)	時短率①	0.167	20	15	5	358,000
9月19日(日)	時短率①	0.167				358,000
9月20日(月)	時短率①	0.167				358,000
9月21日(火)	時短率②	0.167				358,000
9月22日(水)	時短率②	0.167				358,000
9月23日(木)	時短率①	0.167				358,000
9月24日(金)	時短率②	0.167				358,000
9月25日(土)	時短率①	0.167				358,000
9月26日(日)	時短率①	0.167				358,000
9月27日(月)	時短率②	0.167	20	15	5	358,000
9月28日(火)	時短率②	0.167	20	15	5	358,000
9月29日(水)	時短率②	0.167	20	15	5	358,000
9月30日(木)	時短率②	0.167	20	15	5	358,000
合 計				申請額		6,444,000

## 2 テナント

※色付きの部分に入力してください。  
手書きの場合は、空欄を全て記入してください。

【2 テナント (第2次)】

### 協力金申請額算定表 (テナント)

記入例

※      の部分を入力してください。  
※ 本算定表は、施設又は店舗ごとに作成してください。

要請している終了時間	イベント等で要請している終了時間
20:00	21:00

→該当があれば時短⑤に記入

テナント名称	A ショッピングモール高松店		
(施設(店舗)の面積)	平面図、「面積調書」の対象部分の計を記入		
テナントの店舗等面積	200 m <sup>2</sup>	→ 2 単位	→ 40,000 円/日 <sup>ア</sup>
(参考)テナントが入っている大	日中と夜間に分けて営業を行うなど、施設を閉じている時間があれば、除外時間に記入		大規模施設の床面積資料により選択 *大規模施設運営事業者に確認する
施設(店舗)名称	ショッピングモール高松	施設(店舗)の床面積	1,000m <sup>2</sup> 超
(時短率)	入力は24時間表示で(例:0:00)		
時短①	開始時間	終了時間	除外時間
本来の営業時間	10:00	22:00	
要請後の営業時間	10:00	20:00	
時短②	開始時間	終了時間	除外時間
本来の営業時間	10:00	22:00	
要請後の営業時間	10:00	19:00	
時短③	開始時間	終了時間	除外時間
本来の営業時間			
要請後の営業時間			
時短④	開始時間	終了時間	除外時間
本来の営業時間			
要請後の営業時間			
時短⑤(イベント等開催)	開始時間	終了時間	除外時間
本来の営業時間			
要請後の営業時間			

日によって営業時間が異なる場合は、  
全てのパターンを記入

要請後の終了時間が要請している20時  
(イベント開催の場合は21時)以前の場  
合は20時(21時)で計算

(協力金の算定)

日付	区分	時短率 E	支払い金額(円) (千円未満切上げ)
9月13日(月)	時短率②	0.167	7,000
9月14日(火)	時短率②	0.167	7,000
9月15日(水)	時短率②	0.167	7,000
9月16日(木)	時短率②	0.167	7,000
9月17日(金)	時短率②	0.167	7,000
9月18日(土)	時短率①	0.167	7,000
9月19日(日)	時短率①	0.167	7,000
9月20日(月)	時短率①	0.167	7,000
9月21日(火)	時短率②	0.167	7,000
9月22日(水)	時短率②	0.167	7,000
9月23日(木)	時短率①	0.167	7,000
9月24日(金)	時短率②	0.167	7,000
9月25日(土)	時短率①	0.167	7,000
9月26日(日)	時短率①	0.167	7,000
9月27日(月)	時短率②	0.167	7,000
9月28日(火)	時短率②	0.167	7,000
9月29日(水)	時短率②	0.167	7,000
9月30日(木)	時短率②	0.167	7,000
合 計		申請額	126,000

支払い金額の計算は、7  
×Eとなります。

要請への対応状況を「区分」欄に記入

小数点第3位未満切上げ

### 3 映画館（大規模施設）

※色付きの部分に入力してください。  
手書きの場合は、空欄を全て記入してください。

【3 映画館（大規模施設）（第2次）】

#### 協力金申請額算定表（映画館（大規模施設））

**記入例**

※      の部分を入力してください。  
※ 本算定表は、施設又は店舗ごとに作成してください。

要請している終了時間  
**21:00**

施設（店舗）名称	B シネマ高松					
(施設（店舗）の面積) 平面図、「面積調書」の床面積の合計を記入						
建築物の床面積	3,500 m <sup>2</sup>	【自己利用部分面積の協力金】				
うち、自己利用部分の面積	3,000 m <sup>2</sup>	3 単位	600,000 円/日			
平面図、「面積調書」の対象部分の計を記入						
(スクリーンの数)	常設のスクリーン数	10 スクリーン	200,000 円/日			
映画を上映することとしている常設のスクリーン数を記入						
(時短率等) 入力は24時間表示で(例:20:00)						
時短① (イベントや映画)	開始時間	終了時間	除外時間			
本来の営業時間	8:00	24:00				
要請後の営業時間	9:00	21:00				
本来の営業時間	16:00	3:00	時短率① 0.188			
要請後の営業時間	16:00	3:00	時短率② 0.188			
時短② (イベントや映画)	開始時間	終了時間	除外時間			
本来の営業時間	8:00	24:00				
要請後の営業時間	9:00	19:00				
本来の営業時間	16:00	3:00	時短率③			
要請後の営業時間			時短率④			
時短③ (イベントや映画)	開始時間	終了時間	除外時間			
本来の営業時間						
要請後の営業時間						
本来の営業時間			時短率⑤			
要請後の営業時間						
日によって営業時間が異なる場合は、全てのパターンを記入						
要請後の終了時間が要請している21時以前の場合は21時で計算						
日中と夜間に分けて営業を行うなど、施設を閉じている時間があれば、除外時間に記入						
(上映率)						
上映①	本来の上映映画回数	80 回	カキ			
	上映できなかった映画回数	20 回	カキ			
上映②	本来の上映映画回数	60 回				
	上映できなかった映画回数	10 回				
上映③	本来の上映映画回数					
	上映できなかった映画回数					
要請前の本来の上映回数と、営業終了時間を21時まで早めたことにより上映できなくなった回数を記入						
支払金額の計算は、(7+2千円×サ+2万円×コ)×オ+(イ×ク)となります。						
サは10以上に限り算定します。						
(協力金の算定)						
日付	区分①	時短率	テナント等の合計	区分②	上映率	支払い金額 (円)
		オ	サ=ケ+コ テナント数 特定百貨店 店舗数		ク	(千円未満切上げ)
9月13日(月)	時短率②		0	上映率②	0.167	147,000
9月14日(火)	時短率②			上映率①	0.250	163,000
9月15日(水)	時短率②			上映率①	0.250	163,000
9月16日(木)	時短率②	0.188	0	上映率②	0.167	147,000
9月17日(金)	時短率②	0.188	0	上映率②		147,000
9月18日(土)	時短率①	0.188	0	上映率①		147,000
9月19日(日)	時短率①	0.188	0	上映率①		147,000
9月20日(月)	時短率①	0.188	0	上映率②	0.167	147,000
9月21日(火)	時短率②	0.188	0	上映率①	0.250	163,000
9月22日(水)	時短率②	0.188	0	上映率②	0.250	163,000
9月23日(木)	時短率①	0.188	0	上映率②	0.167	147,000
9月24日(金)	時短率②	0.188	0	上映率②	0.167	147,000
9月25日(土)	時短率①	0.188	0	上映率②	0.167	147,000
9月26日(日)	時短率①	0.188	0	上映率②	0.167	147,000
9月27日(月)	時短率②	0.188	0	上映率②	0.167	147,000
9月28日(火)	時短率②	0.188	0	上映率②	0.250	163,000
9月29日(水)	時短率②	0.188	0	上映率②	0.250	163,000
9月30日(木)	時短率②	0.188	0	上映率②	0.167	147,000
合計					申請額	2,742,000

#### 4 映画配給会社

※色付きの部分に入力してください。  
手書きの場合は、空欄を全て記入してください。

【4 映画配給会社（第2次）】

**記入例**

#### 協力金申請額算定表（映画配給会社）

※    の部分を入力してください。

※ 本算定表は、施設又は店舗ごとに作成してください。

要請している終了時間

平面図、「面積調書」の床面積の合計を記入  
映画を上映する大規模施設運営事業者に確認する

申請者名称 ●●映画(株)

(参考) 申請者が入っている大規模施設の面積

施設(店舗)名称 **Bシネマ高松** 施設(店舗)の床面積 **1,000㎡超**

(スクリーンの数)

常設のスクリーン数 **1** スクリーン → 20,000 円/日  
1スクリーンあたり、2万円/日

映画を上映することとしている  
常設のスクリーン数を記入

(上映率)

上映①	区分	エ=ウ/イ
本来の上映映画回数 <b>8</b> 回	上映率①	0.250
上映できなかった映画回数 <b>2</b> 回		

上映②	本来の上映映画回数 <b>6</b> 回	要請前の本来の上映回数と、営業終了 時間を21時まで早めたことにより上映 できなくなった回数を記入
上映できなかった映画回数 <b>1</b> 回		

上映③	回	上映率③
回		

日によって営業時間が異なる場合は、  
全てのパターンを記入

支払い金額の計算は、ア×エ  
となります。

小数点第3位未満切上げ

(協力金の昇止)

日付	区分	上映率 エ	支払い金額(円) (千円未満切上げ)
9月13日(月)	上映率②	0.167	4,000
9月14日(火)	上映率②	0.167	4,000
9月15日(水)	上映率②	0.167	4,000
9月16日(木)	上映率②	0.167	4,000
9月17日(金)	上映率②	0.167	4,000
9月18日(土)	上映率①	0.250	5,000
9月19日(日)	上映率①	0.250	5,000
9月20日(月)	上映率①	0.250	5,000
9月21日(火)	上映率②	0.167	4,000
9月22日(水)	上映率②	0.167	4,000
9月23日(木)	上映率②	0.167	5,000
9月24日(金)	上映率②	0.167	4,000
9月25日(土)	上映率①	0.250	5,000
9月26日(日)	上映率①	0.250	5,000
9月27日(月)	上映率②	0.167	4,000
9月28日(火)	上映率②	0.167	4,000
9月29日(水)	上映率②	0.167	4,000
9月30日(木)	上映率②	0.167	4,000
合 計		<b>申請額</b>	<b>78,000</b>

上映回数の削減状況を  
「区分」欄に記入



## 大規模施設運営事業者の添付書類

### 7 建築物の床面積が分かる書類

【施設（店舗）ごと】

（※第1次申請時に提出済、かつ、変更がない場合は省略可）

建築物の床面積が記載され、1,000 m<sup>2</sup>超かどうかを判別できる平面図、契約書の写しなどを添付してください。平面図は該当区画を着色し、面積を記入してください。

※大規模小売店舗立地法に基づく新設等の届出時や建築基準法に基づく確認申請時の平面図等（変更事項は反映されたもの）で、寸法が入っているものが望ましい。

### 8 自己利用部分面積が分かる平面図又は面積調書（様式③）

【施設（店舗）ごと】

（※第1次申請時に提出済、かつ、変更がない場合は省略可）

平面図の自己利用部分面積（注）を着色し、面積を記入してください。

※寸法が入っているものが望ましい。

又は、面積調書（様式③）により、自己利用部分面積を算出してください。

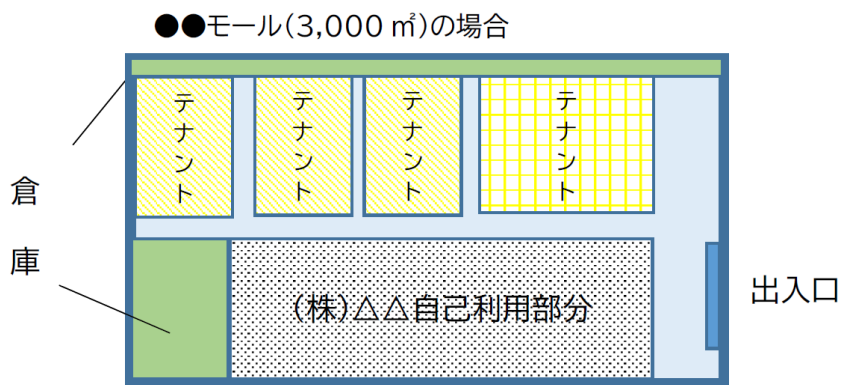
（注）自己利用部分面積とは

- ・大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分のうち、県の要請に応じて時短営業を行った部分の面積のこと。
- ・大規模小売店舗立地法の適用がある施設については、同法第2条第1項の店舗面積の定義に加え、大規模小売店舗の屋内に存する、集客を目的とした催事、移動式店舗の出店等に用いられている実績がある広場や通路の面積を含むものとする。

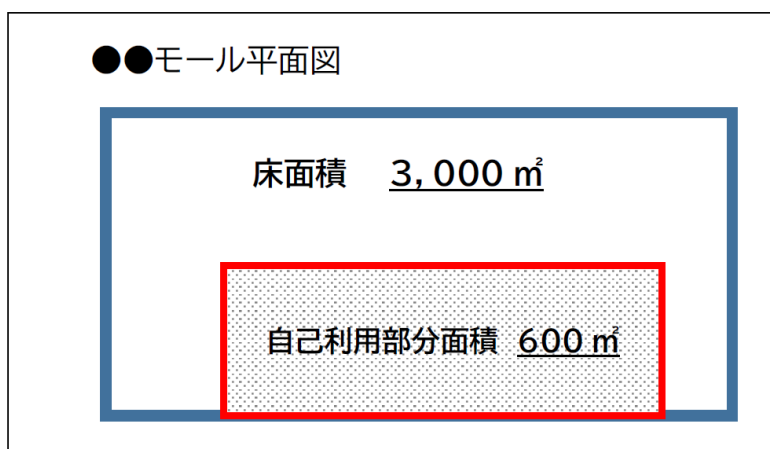
※自己利用部分面積に含めないもの

- ・テナント事業者等の区画面積
- ・生活必需品の販売等を行う事業者の区画面積
- ・特定百貨店店舗の区画面積
- ・階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、便所、駐車場、一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室、倉庫など、当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積

<平面図の例>

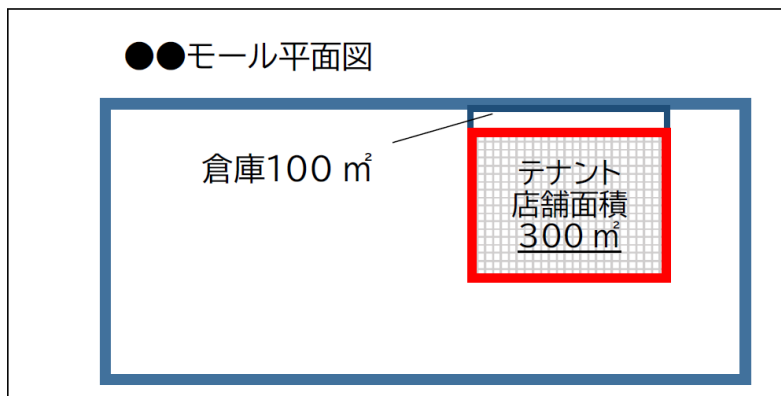


1 大規模施設の例



自己利用部分面積に着色し、面積を記入 ※寸法が入っているものが望ましい。

2 テナントの例



店舗面積を着色し、面積を記入 ※寸法が入っているものが望ましい。

# <面積調書記入例>

## 1 大規模施設の例

様式③

(第2次)

### 面積調書

記入例

(施設(店舗)名:ショッピングモール高松)

部分名	面積(m <sup>2</sup> )	備考・算定根拠
テナント事業者の区画面積	15,000	別紙 テナント一覧による
生活必需品等販売区画面積		
特定百貨店舗の区画面積		
階段		
エスカレーター		
エレベーター		
売場間通路及び連絡通路		
休憩室		
公衆電話室	25,000	建築確認時資料による
便所		
事務室・荷扱い所		
倉庫		
食堂等		
塔屋		
屋上		
はね出し下・軒下等		
その他、店舗等面積に含まれない部分		
計 ※部分ごとの面積算定が困難な場合、右欄に合計値のみの記載でも可	40,000	
対象部分 店舗等面積 自己利用部分 面積		
1F店舗面積	4,000	大規模小売店舗立地法の新設申請時の届出資料による
1F催事広場	2,000	
2F店舗面積	4,000	
計	10,000	
合 計 (床面積)	50,000	

注) 算定根拠については、資料の提出を求めています。

## 2 テナントの例

様式③

(第2次)

### 面積調書

記入例

(施設(店舗)名:A ショッピングモール高松店)

部分名	面積(m <sup>2</sup> )	備考・算定根拠
テナント事業者の区画面積		
生活必需品等販売区画面積		
特定百貨店舗の区画面積		
階段		
エスカレーター		
エレベーター		
売場間通路及び連絡通路		
休憩室		
公衆電話室		
便所		
事務室・荷扱い所		
倉庫	100	
食堂等		
塔屋		
屋上		
はね出し下・軒下等		
その他、店舗等面積に含まれない部分		
計 ※部分ごとの面積算定が困難な場合、右欄に合計値のみの記載でも可	100	
対象部分 店舗等面積 自己利用部分 面積		
1F店舗面積	200	大規模小売店舗立地法の新設申請時の届出資料
計	200	
合 計 (床面積)	300	契約区画面積

注) 算定根拠については、資料の提出を求めています。

記入例

(第2次)

様式③別紙 テナント一覧

(施設(店舗)名:ショッピングモール高松)

番号	テナント名	面積(m <sup>2</sup> )	種類	把握方法
1	A	300	区画面積	契約書による
2	B シネマ高松	3,500	区画面積	契約書による
3	C	500	区画面積	契約書による
4	D	800	区画面積	契約書による
5	E	800	区画面積	契約書による
6	F	250	区画面積	契約書による
7	G	200	区画面積	契約書による
8	H	100	区画面積	契約書による
9	I	50	区画面積	契約書による
10	J	400	区画面積	契約書による
11	K	200	区画面積	契約書による
12	L	250	区画面積	契約書による
13	M	600	区画面積	契約書による
14	N	350	区画面積	契約書による
15	O	1,800	区画面積	契約書による
16	P	550	区画面積	契約書による
17	Q	500	区画面積	契約書による
18	R	200	区画面積	契約書による
19	S	500	区画面積	契約書による
20	T	450	区画面積	契約書による
21	U	500	区画面積	契約書による
22	V	200	区画面積	契約書による
23	W	300	区画面積	契約書による
24	X	500	区画面積	契約書による
25	Y	200	区画面積	契約書による
26	Z	300	区画面積	契約書による
27	A A	200	区画面積	契約書による
28	B B	100	区画面積	契約書による
29	C C	300	区画面積	契約書による
30	D D	100	区画面積	契約書による
合 計		15,000		

**9 テナント及び特定百貨店店舗名、対象店舗数が分かる一覧** **【施設（店舗）ごと】**

時短営業要請に協力し、協力金の支払い対象であるテナントや特定百貨店店舗が合わせて10以上ある場合、また、特定百貨店店舗がある場合に、店舗名（屋号）、店舗数が分かる一覧（（参考様式2）テナント等一覧 P.30 参照）を提出してください。

**10 施設（店舗）の写真（貼付台紙3・4）** **【施設（店舗）ごと】**

施設名（屋号）や営業状態が分かる施設（店舗）の外観・内観写真を提出してください。



**11 施設（店舗）の営業実態が確認できるもの（貼付台紙5）** **【施設（店舗）ごと】**

（※第1次申請時に提出済、かつ、変更がない場合は省略可）

施設（店舗）が時短営業要請日以前に営業していたことが確認できるものを提出してください。以下はあくまで例示です。（時短営業要請日以前のもので直近のものを添付）

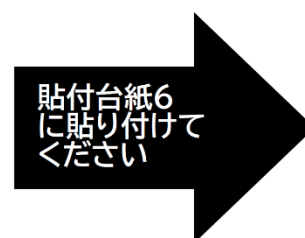
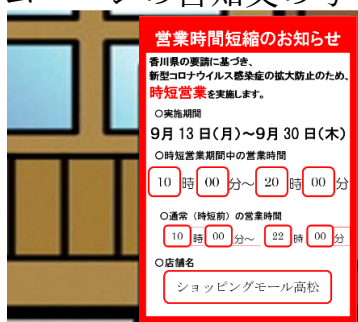
- 申請する施設（店舗）のものであることが分かる光熱水道費等の検針票又は領収書の写し
- 申請する施設（店舗）の固定電話の請求書、消耗品の納品書・請求書の写し



**12 時短営業を行ったことが分かる貼り紙を貼付した施設内外（店頭等）の写真等（貼付台紙6）** **【施設（店舗）ごと】**

時短営業（時短営業の協力要請に応じて臨時休業とした場合を含む）を行っていたことが分かる写真、ホームページの告知文の写しなどを提出してください。

- ・時短営業の実施期間、本来の営業時間、時短営業期間中の営業時間、施設名（屋号）が分かる内容のもの



## 映画館（大規模施設）運営事業者の添付書類

### 「大規模施設運営事業者の添付書類」

【施設（店舗）ごと】

大規模施設運営事業者の添付書類（P.23～26）参照

### 13 映画館内の常設スクリーン数と上映率が把握できるもの

【施設（店舗）ごと】

映画館の平面図、パンフレット、ホームページを印刷したものなど、常設スクリーン数分かるものと、時短営業要請期間前後の上映スケジュールなど、上映率が把握できるものを提出してください。

（注）上映率とは、「時短営業により上映できなくなった上映回数÷本来予定していた上映回数」

## テナント事業者の添付書類

### 7 大規模施設の建築物の床面積とテナントであることが分かる書類

【施設（店舗）ごと】

（※第1次申請時に提出済、かつ、変更がない場合は省略可）

入居している大規模施設の建築物の床面積が分かる平面図などの資料及びテナントであることが分かる入居に係る契約書などの写しを提出してください。

※大規模施設の建築物の床面積は、大規模施設運営事業者に確認してください。

※テナントであることについては、入居している大規模施設の証明書でも可  
（（参考様式3）入居している大規模施設の証明書 P.30 参照）

書類7、10、11に共通する（注）

「（参考様式3）入居している大規模施設の証明書」については、第1次のものから記載変更（時短営業要請期間等）がありますので、第2次分を改めてご提出ください。

### 8 店舗等面積が分かる平面図又は面積調書（様式③）【施設（店舗）ごと】

（※第1次申請時に提出済、かつ、変更がない場合は省略可）

平面図の店舗等面積部分を着色し、面積を記入してください。（P.24 参照）

※寸法が入っているものが望ましい。

又は、面積調書（様式③）により、店舗等面積を算出してください。（P.25 参照）

面積の記入に当たっては、入居先の大規模施設運営事業者によく確認してください。

(注)「店舗等面積」とは

- ・大規模施設運営事業者から賃借（分譲）している区画の面積から、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室、倉庫など、当該店舗におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積を除いた面積（大規模小売店舗立地法の考え方による。）のこと。

## 9 入居している大規模施設が、時短要請期間中に時短営業に協力していることが分かる書類（貼付台紙7） 【施設（店舗）ごと】

入居している大規模施設が時短営業を行っていたことが分かる書類の写し、又は写真を提出してください。

貼付台紙7  
に貼り付けて  
ください

## 10 施設（店舗）の写真（貼付台紙3・4） 【施設（店舗）ごと】

入居している大規模施設の外観写真とテナント店舗部分の写真（施設名又は屋号、営業実態が分かるもの）を提出してください。

※入居している大規模施設の証明書でも可

((参考様式3) 入居している大規模施設の証明書

P.30 参照)

貼付台紙3・4  
に貼り付けて  
ください

## 11 施設（店舗）の営業実態が確認できるもの（貼付台紙5） 【施設（店舗）ごと】

(※第1次申請時に提出済、かつ、変更がない場合は省略可)

テナント施設（店舗）が時短営業要請日以前に営業していたことが確認できるものを提出してください。

(大規模施設運営事業者の添付書類11 (P.26) 参照)

※入居している大規模施設の証明書でも可

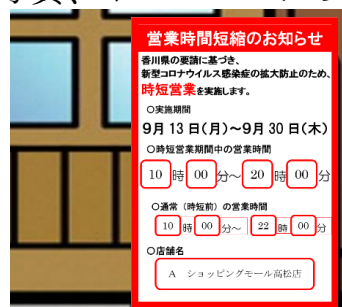
((参考様式3) 入居している大規模施設の証明書 P.30 参照)

貼付台紙5  
に貼り付けて  
ください

## 12 時短営業を行ったことが分かる貼り紙を貼付した施設内外（店頭等）の写真等（貼付台紙6） 【施設（店舗）ごと】

テナントとして時短営業（時短営業要請に応じて臨時休業とした場合を含む）を行っていたことが分かる写真、ホームページの告知文の写しなどを提出してください。

- ・時短営業の実施期間、本来の営業時間、時短営業期間中の営業時間、施設名（屋号）が分かる内容のもの



貼付台紙6  
に貼り付けて  
ください

**映画配給会社（大規模施設の映画館に係るもの）の添付書類**

**「テナント事業者の添付書類」**

**【施設（店舗）ごと】**

テナント事業者の添付書類（P.27～28）参照

**13 映画館内の常設スクリーン数と上映率が把握できるもの**

**【施設（店舗）ごと】**

映画館の平面図、パンフレット、ホームページを印刷したものなど、常設スクリーン数分かるものと、時短営業要請期間前後の上映スケジュールなど、配給した映画の上映率が把握できるものを提出してください。

（注）上映率とは、「時短営業により上映できなくなった上映回数÷本来予定していた上映回数」

**参考様式（1～3）の記入例**

**<（参考様式1）提出申請書等一覧（P.10 書類15 関係）>**

（参考様式1）提出申請書等一覧	（第2次）
	令和3年10月12日
香川県大規模施設等営業時間短縮協力金（第2次）事務局 御中	
株式会社日本ショッピングモール	
提出申請書等一覧	
香川県大規模施設等営業時間短縮協力金（第2次）について、下記のとおり取りまとめた申請書等を提出します。	
記	
（申請者）	
1 ショッピングモール高松（大規模施設運営事業者 株式会社日本ショッピングモール）	
2 ショッピングモール丸亀（同上）	
3 A ショッピングモール高松店（テナント運営事業者 A株式会社）	
以上	
（問い合わせ先）	
担 当： 株式会社日本ショッピングモール 企画部施設課 香川 太郎	
連絡先： 電話 03-1234-5678	
E-mail tarou-kagawa@nihonshopping-mall.co.jp	
その他連絡事項： 申請内容に係る詳細につきましては、上記1、2については当職まで、上記3については、お手数ですが、申請書（様式第1号）の連絡先欄に記載の御担当者まで直接お問い合わせください。	

< (参考様式2) テナント等一覧 (P. 10 書類9 関係) 【大規模施設】 >

本件協力金 (第2次) の支払い対象となるテナント及び特定百貨店店舗が合わせて10以上あり、追加分の申請がある場合は、時短要請期間中の要請への協力実績を記載する。

(参考様式2) テナント等一覧

(第2次)

施設 (店舗) 名: ショッピングモール高松		要請協力実績 (テナントが実施した日は○、特定百貨店が実施した日は●)																												
番号	協力したテナント等の名称	イベント (映画) 開催あり ◎	特定百貨店店舗該当 ●	本来の営業時間 (24時間表記)		要請後の営業時間 (24時間表記)		9月13日	9月14日	9月15日	9月16日	9月17日	9月18日	9月19日	9月20日	9月21日	9月22日	9月23日	9月24日	9月25日	9月26日	9月27日	9月28日	9月29日	9月30日	9月31日	9月31日	9月31日	9月31日	9月31日
				始業	終了	始業	終了	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
1	A			10:00	22:00	10:00	20:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	Bシネマ高松	◎		8:00	24:00	8:00	21:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	C			10:00	22:00	10:00	20:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	D			10:00	22:00	10:00	20:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	E			10:00	22:00	10:00	20:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	F			10:00	21:00	10:00	19:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	G			10:00	21:00	10:00	19:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	H			10:00	21:00	10:00	19:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	I		●	10:00	21:00	10:00	19:00	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
10	J		●	10:00	21:00	10:00	19:00	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
11	K			10:00	22:00	10:00	20:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	L			10:00	22:00	10:00	20:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	M			10:00	22:00	10:00	20:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	N			10:00	22:00	10:00	20:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	O			10:00	22:00	10:00	20:00	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計		15	2	要請協力店舗数 (日計)				15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
				内 テナント○				13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
				内 特定百貨店●				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

< (参考様式3) 入居している大規模施設の証明書 (P. 10 書類7・10・11 関係) 【テナント】 >

(参考様式3) 入居している大規模施設の証明書

(第2次)

証明書

「A ショッピングモール高松店」について、県が時短営業要請を公表した令和3年9月9日(木)以前から、<sup>11</sup>当施設のテナント<sup>7</sup>として営業しており、令和3年9月13日(月)午前0時から9月30日(木)午後12時までの県の時短営業要請期間中においても、当施設内で営業していた<sup>10</sup>ことを証明します。

※各数字は下線部分に対応するP.10資料番号

令和3年10月12日

ショッピングモール高松 (大規模施設) 運営事業者  
株式会社日本ショッピングモール  
代表取締役 讃岐 花子